

八代市監査委員公告第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和4年4月28日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 前 川 祥 子

定期監査結果に対する 措置状況 (令和4年4月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【令和元年度実施分】

◆ 環境センター管理課	1
-------------	---

【令和2年度実施分】

◆ 東陽支所地域振興課	2
-------------	---

【令和3年度実施分】

◆ 企画政策課	4
---------	---

◆ 人権政策課	5
---------	---

◆ 循環社会推進課	6
-----------	---

◆ 市民課	7
-------	---

◆ 建設政策課	8
---------	---

＜千丁建設地域事務所＞	9
-------------	---

＜東陽建設地域事務所＞	10
-------------	----

＜泉建設地域事務所＞	11
------------	----

◆ 住宅課	13
-------	----

◆ 営繕課	14
-------	----

◆ 教育政策課	15
---------	----

◆ 学校教育課	16
---------	----

◆ 生涯学習課	17
---------	----

◆ イベント推進課	18
-----------	----

◆ 文化振興課	21
---------	----

◆ スポーツ振興課	23
-----------	----

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 環境センター管理課
監査対象年度 平成30年度
監査実施期間 令和元年6月6日 ～ 令和元年7月5日

指 摘 事 項	④平成30年度に新設された環境センター内の備品について、管理が不適切なものがあった。 ・市有備品と他団体の備品の区別が不明瞭なもの ・利活用されていないもの ・備品管理システムにデータ登録されていないもの ・備品データの修正が行われていないもの 備品は市の財産であることを十分認識した上で、適切に使用及び管理されるべきものである。八代市物品管理規則に基づき、現有備品と備品データとの定期的な照合、現有備品の整理を行い、備品の利活用が図られるよう適正に管理していただきたい。
改 善 内 容	備品の管理については、現有備品と備品管理システムのデータを照合し、データ登録されていない市有備品のシステム登録を行いました。また、市有備品と他団体の備品については名称の入ったシールにより区別を行うとともに、利活用されていなかった市有備品も現在利用するよう改善しています。

八市東地総第413号

令和3年12月23日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 東陽支所地域振興課

監査対象年度 令和 元 年度

監査実施期間 令和2年4月15日 ～ 令和2年5月19日

指摘事項	① 美生の滝(歩道・トイレ)清掃業務委託において、平成30年度及び令和元年度ともに同じ相手方と1者随意契約していながら、令和元年度の委託料を平成30年度の委託料と同額に据え置かれていた。消費増税となった令和元年度の委託料を、合理的な理由なく増税前の平成30年度と同額に据え置くことは、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨に反するものである。 「消費税転嫁の適切な取扱いについて」(平成30年8月31日付け八市人財第565号)等の通達等に基づき、今後の契約においては、差額消費税分の上乗せを行うなどの適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	① 美生の滝(歩道・トイレ)清掃業務委託は、令和3年度当初予算で予算化し、消費税分を加算した金額で業務委託契約を行いました。

指摘事項	② 東陽石匠館においては、防火管理者であった前館長が退職した平成31年3月から令和元年10月末に新館長が防火管理者講習を受講するまでの7か月間、防火管理者が選任されていない状況となっていた。 石匠館は、消防法第8条に基づき防火管理者の選任及び消防署長への届出が義務付けられている施設である。 このように防火管理体制が不十分な場合、火災の予防や万一火災が発生した際に被害を最小限にとどめることなどが困難となるおそれがあるため、職員の退職や人事異動等の際の防火管理者の不在を防止するための方策を検討していただきたい。
改善内容	②石匠館の防火管理者の選任において、支所勤務の職員でも有資格がいれば防火管理者になれるとの事であった為、今後、急な退職等の事案が発生した場合は、支所勤務の職員において対応をするよう適切に取り組みます。

指摘事項	③ 東陽支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・通帳印が適正に保管されていないもの ・領収書等の根拠書類が適正に保管されていないもの ・適正な根拠書類に基づかずに支出しているもの 準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	③東陽支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、公金等取扱マニュアルを再度見直し、通帳印の保管等適切に行うよう変更実施済みです。また、会計事務についても、適正な根拠書類に基づき支出伝票を作成し支出を行うよう改善しました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 企画政策課

監査対象年度 令和 2 年度

監査実施期間 令和 3 年 6 月 4 日 ～ 令和 3 年 6 月 2 9 日

指摘事項	② 次の4つの補助金交付事務において、八代市補助金等交付規則第5条においては、申請書を受理したときは、その内容及び申請者が市税等を滞納していないことなどを審査し補助金交付の適否を決定すると規定されているにもかかわらず、市税等の滞納状況について確認せずに補助金の交付決定が行われていた。 ・新型コロナウイルス感染症対策公共交通臨時運行支援補助金 ・八代市乗合タクシー運行事業補助金 ・八代市街地循環バス乗継割引補助金 ・八代市定住支度金
改善内容	指摘のあった4つの補助金交付事務については、市税等の納税状況を確認されることの同意書を頂き納税照会を実施するように、または、申請者から市税等の納税証明書を提出いただくように、改善しました。今後は、申請者の市税等の滞納状況について確認を行うように取り扱います。 【改善を行った事務】 市税等の納税状況を確認されることの同意書を頂いた上で、納税照会を実施する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策公共交通臨時運行支援補助金 ・八代市乗合タクシー運行事業補助金 ・八代市街地循環バス乗継割引補助金 なお、八代市定住支度金は、令和元年度までの制度であり、令和2年6月24日に八代市市定住支度金条例を廃止しております。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 人権政策課
監 査 対 象 年 度 令和 2 年度
監 査 実 施 期 間 令和 3 年 6 月 4 日 ～ 令和 3 年 6 月 2 9 日

指摘事項	令和元年度の報酬支払時に、計算誤りにより雇用保険料が145円多く差引かれ、さらに、145円を還付すべきところを290円を還付したため、還付し過ぎた145円を令和2年度において収入してあった。 マニュアルに基づく事務処理の徹底やチェック体制を強化することなど、事務処理の誤りを防止するための措置を講じていただきたい。
改善内容	指摘にあった事務処理の誤りについては、当時特別職であった相談員の出勤状況の確認と、報酬計算及びそれに伴う会計事務処理が適正に行われたのかを確認すべきでした。 同様の誤りを防止するため、現在は会計年度任用職員となっている相談員給与算出において係のみならず課内において決裁時にチェックできる様にする為に知識を共有し、給与計算時点の出勤状況と、月締めの出勤実績において差異が出るのかのチェックを翌月初めにおこない、差が出るのであればその事実を決裁ライン上で共有し、状況に合わせてマニュアル（会計年度任用職員給与に係る事務処理）に基づく適正な事務処理を行いました。

八市循社第 1 3 0 5 号
令和 3 年 1 2 月 1 7 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 か い 名 循環社会推進課
監査対象年度 令和 2 年度
監査実施期間 令和 3 年 6 月 4 日 ～ 令和 3 年 6 月 2 9 日

指摘事項	生ごみ堆肥化容器購入に係る助成金交付事務において、申請者から領収書としてクレジット売上票が提出されていたが、記載されている氏名が、申請者と同一世帯員であることが判断できないものがあった。 八代市生ごみ堆肥化容器等設置助成金交付要領第 1 3 条第 2 項において、クレジットカードによる購入については、申請者がカードを持たない等の理由で、申請者以外の名義の領収書を持参した場合は、住民基本台帳の確認により同一世帯員であれば認めると定められており、同一世帯であるかの確認が必要であった。 補助金等の交付にあたっては、関係要領に基づき、適正な交付事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった生ごみ堆肥化容器購入に係る助成金交付事務については、交付要領を見直し改善しました。今後は、関係要領に基づき、適正な交付事務を行います。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 市民課

監査対象年度 令和2年度

監査実施期間 令和3年9月29日 ～ 令和3年10月18日

指摘事項	おくやみハンドブックの印刷に係る見積徴取において、2回の見積合わせで不落となったが、徴取した見積額が予定価格の5%を超えていたにもかかわらず、仕様等の変更を行わないまま、3回目の見積徴取を行い随意契約を行っていた。 随意契約の手引において、2回の見積り合わせで予定価格を下回る見積りがなく、予定価格と最低の見積価格との差が5%を超えている場合は、業者の入替え又は仕様書等の変更により、新たに見積徴取をやり直すこととされている。 また、契約事務に当たっては、予定価格について十分な検討を行い、適切に算定することも必要である。 「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	見積合わせで不落となった場合は、見積業者を入れ替えて見積徴取を行うようにします。 また、予定価格は、実例価格や需給の状況等を考慮して設定いたします。 今後は、「随意契約の手引」に基づき、適正な事務に努めます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 建設政策課

監査対象年度 令和2年度

監査実施期間 令和3年9月29日 ～ 令和3年10月18日

指摘事項	建設政策課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・ 通帳と印鑑を分けて保管しているものの、保管場所の鍵を同じ職員が管理しているもの ・ 準公金等取扱マニュアルの規定内容が不十分なもの 準公金の取扱いについては、常に危機管理意識を持ち、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	・ 指摘のあった不適切な取扱い（通帳と印鑑を分けて保管しているものの、保管場所の鍵を同じ職員が管理しているもの）については、通帳保管場所管理者を課長、印鑑保管場所管理者を課長補佐と分け、同一職員管理を廃止改善しました。今後は、通帳・印鑑鍵保管場所の管理者は別職員で管理するように取り扱います。 ・ 指摘のあった不適切な取扱い（準公金等取扱マニュアルの規定内容が不十分なもの）については、マニュアルを再考し、準公金取り扱いに対し必要項目を加筆する改善を致しました。今後は改善後のマニュアルに従い、常に危機管理意識を持ち、適切な会計事務を行うよう取り扱います。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 建設政策課 千丁建設地域事務所
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年9月29日 ～ 令和3年10月18日

指摘事項	交通安全施設整備事業の修繕料、工事請負費及び原材料費の合計15件について、執行予定額が3万円以下の場合、全てA社の1者見積で行われ、3万円を超える場合、A社と他の業者2者で見積合せが行われており、全てA社と契約が締結してあった。 「随意契約の手引」及び「見積業者の選定について（通知）」（令和3年10月21日付け八市契第957号）に基づき、見積業者は出入りの業者や前年度の見積徴取業者、契約業者など特定の者だけを選定するのではなく、それ以外の者を加えることにより、固定化しないようにしていただきたい。また、対応可能な業者が多数ある場合は、安易に2者に限定することなく、業者の受注機会、競争性及び公正性の確保を図り、できるだけ多くの業者を選定し、見積書を徴するようしていただきたい。
改善内容	指摘のあった、交通安全施設整備事業の修繕料、工事請負費及び原材料費の業者選定については、今後は「随意契約の手引」及び「見積業者の選定について（通知）」に従い、業者の受注機会、競争性及び公正性の確保を図り、できるだけ多くの業者を選定するように改善します。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 建設政策課 東陽建設地域事務所
監査対象年度 令和 2 年度
監査実施期間 令和 3年 9月29日 ～ 令和 3年10月18日

指 摘 事 項	道路台帳更新業務委託において、道路台帳のデータ更新等に係るシステムプログラムを開発した業者と地方自治法施行令第167条の2第2号を適用した契約（以下「2号随意契約」という。）を行ってあった。 2号随意契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合に限られるが、道路台帳のデータ更新業務は、システムプログラムを開発した業者以外にも委託することが可能であることから、本来であれば競争入札を行うべきであった。 地方自治法においては、あくまでも競争入札による契約が原則である。随意契約は、一定の要件に該当する場合にのみ採用できるものであり、安易に随意契約を採用することがないよう注意し、競争性及び透明性の確保に努めることが必要である。 地方自治法、地方自治法施行令、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改 善 内 容	道路台帳更新業務委託において、その業務内容を精査し、地方自治法、地方自治法施行令、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務の執行を行います。 なお、本業務委託については、令和3年度発注分（令和3年5月契約）より随意契約によらず競争入札による契約に改善しました。 今後は、随意契約における地方自治法施行令の適用条項の採用について、適切に取り扱います。

八市建政第1081号
令和4年3月28日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 建設政策課 泉建設地域事務所
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和 3年 9月29日 ～ 令和 3年10月18日

指摘事項	① 泉町管内道路台帳整備業務委託において、他者に発注すると経費、作業に要する期間が増大するとの理由により、地方自治法施行令第167条の2第2号を適用し、これまでの契約業者と随意契約を行っていた。 地方自治法234条第2項においては、随意契約は、同法施行令第167条の2第1号から第9号までに掲げる場合に該当するときに限り、これによることができると規定されている。 他管内分の発注においては、指名競争入札を行っていることから、本案件においても入札が可能であり、この随意契約理由は不適切である。 地方自治法、地方自治法施行令、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	道路台帳整備システムの著作権を契約業者が持っており、他者に発注すると経費、作業に要する期間が増大することから、これまでの契約業者と随意契約を行っていました。 令和3年度の業務委託については、指名競争入札により実施しました。 今後も、地方自治法、地方自治法施行令、八代市契約規則及び「随意契約の手引き」に基づき、適正な契約事務を行ってまいります。

指摘事項	② 市道の舗装工事C B R試験業務委託の見積業者選定において、八代市競争入札参加有資格者名簿に市内業者の登録があるにもかかわらず、市外業者から見積徴取が行われていた。 「随意契約の手引」及び「見積業者の選定について」（令和３年１０月２１日付け八市契第９５７号）に基づき、市内業者で対応可能な業務については、できるだけ市内業者を優先して見積書を徴するようにしていただきたい。 また、やむを得ず市外業者を選定する場合、その理由を明記し疑義が生じないように努めていただきたい。
改善内容	見積業者選定については、合併前からの事務を慣例としてきたことで市内業者からの見積徴取を行っていませんでした。 今後は、本業務にかかわらず市内業者で対応可能な業務については、できるだけ市内業者を優先して見積書を徴するようにします。また、やむを得ず市外業者を選定する場合、その理由を明記し疑義が生じないよう適正な契約事務に努めてまいります。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 住宅課

監査対象年度 令和2年度

監査実施期間 令和 3年 10月 21日 ～ 令和 3年 11月 16日

指摘事項	② 収入超過者及び高額所得者との個別面談の記録である個別面談カルテが平成27年度以降作成されていなかった。 八代市営住宅設置管理条例第29条及び30条の規定に基づく収入超過者等への認定通知や高額所得者への明渡請求などの事務処理状況、個別面談の時期、内容等を記録することによって、事務の状況把握や進捗管理、担当者が変わった際の事務引継ぎを適切に行う必要がある。 個別面談カルテなどの調書を作成し、事務処理や面談の状況を記録するようにしていただきたい。
改善内容	指摘がありました収入超過者及び高額所得者との個別面談の記録である個別面談カルテが平成27年度以降作成されていない件について、ご指摘のとおり高額所得者との面談カルテを作成し、事務の状況把握や進捗管理を適正に行っています。 今後とも適正な事務を行うように努めてまいります。

八 市 営 繕 第 7 8 9 号
令 和 4 年 3 月 2 5 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 営繕課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和 3年10月21日～ 令和 3年11月16日

指摘事項	住宅応急修理に係る委託料について、補正予算対応のため緊急施行伺で業者に発注を行っていたが、予算執行伺及び支出負担行為書の作成は補正予算の専決後に行われているものの、請負業者との契約締結を専決日より前に行っているものがあった。地方自治法第232条の3に基づき、支出を伴う契約を行うためには、予算の範囲内である必要があり、契約の締結は補正予算の成立後に行うべきであった。 「随意契約の手引」や「災害時の随意契約の活用等について」（令和2年8月11日付け八市契第613号）に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった予算成立前に契約の締結を行っていた事務手続きについては、今後、同様の事例が発生しないよう「随意契約の手引」や「災害時の随意契約の活用等について」に基づき、遺漏のないよう適正に取り扱います。

八市教政第 1 1 1 8 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 教育政策課
監査対象年度 令和 2 年度
監査実施期間 令和 3 年 1 1 月 2 2 日 ～ 令和 3 年 1 2 月 1 6 日

指摘事項	学校における公衆電話使用料や私用電話料の収納事務について、会計管理者から出納員（学校長）への事務の一部委任が行われていなかった。 会計事務は、会計管理者が処理をすることが原則とされ、職員が出納員及び現金取扱員として収納事務等を行うためには、地方自治法第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者から事務の一部の委任を受けなければならない。 収納事務を行う必要がある場合は、会計管理者から事務の一部委任を受ける手続を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった出納員（学校長）への事務の一部委任が行われていなかった件については、令和 4 年 3 月 1 日に「電話使用料の収納事務」について各学校長に会計管理者からの委任を受ける手続を行いましたので、令和 4 年度から事務委任されることとなります。

令和4年3月25日

八代市監査委員 様

八代市教育委員会

教育長 北岡 博

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 学校教育課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年11月22日 ～ 令和3年12月16日

指摘事項	理科不要薬品等の廃棄物の処分及び収集運搬業務委託の発注において、受注者の要件として業務に必要な許可証の写しを徴せずに契約締結していた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第12条の2第5項において、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならないとされており、特別産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可を持つ者に委託することが義務付けられている。 発注する業務に法令上必要とされる許可等がある場合は、契約締結時に許可証の写しを徴し、確認した上で契約締結を行うなど、関係法令に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘のとおり、今後は発注する業務に法令上必要とされる許可等がある場合は、予め許可証の写し等を徴し、必要とする要件の有無を確認した上で契約締結を行うよう、仕様書等の見直しを行いました。引き続き、適正な契約事務に努めます。

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 生涯学習課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和3年11月22日 ～ 令和3年12月16日

指摘事項	② 成人式案内状の郵便料は市費から支出され、一方、成人式中止連絡用はがきの郵便料は予算措置を行っていなかったとの理由で成人式実行委員会から支出してあった。 成人式の式典関連については市費から、イベント関連については実行委員会からという支出区分が定められているため、市費から支出すべきだった。 支出区分に基づき適正な予算執行を行っていただきたい。
改善内容	② 成人式中止連絡用はがきの郵便料については、市費から支出すべきでした。 成人式中止等の突発的な連絡は、メールやホームページ等で周知を行うように改善しました。 今後は、成人式の式典関連は市費から、イベント関連は実行委員会からという支出区分に基づき適正に処理します。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 イベント推進課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和4年1月12日 ～ 令和4年2月3日

指摘事項	① 公用車車検の契約事務において、2回目の見積徴収を行うことなく、再度見積りを徴しても執行予定額と最低見積額との差が5%以内に収まることが難しいとの理由で、執行予定額を増額し、見積徴収を行ってあった。 随意契約における事務処理は、2回の見積合わせで予定価格を下回る見積りがなかった場合、予定価格と最低の見積価格との差が5%以下で発注課が随意契約できると認めるときは、最低の見積価格を提出した業者から、引き続き2回の見積徴収ができるとされ、落札できない場合は、業者の入替え又は仕様書の変更等により新たに見積徴収をやり直すこととされている。 「随意契約の手引」に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった契約事務については、今後、「随意契約の手引」に基づき適正な契約事務を行います。

指摘事項	② 切手受払簿（郵便切手管理表）に記載された残数が、現物の実数と異なっていた。 また、管理監督者による確認と押印が行われていなかった。 切手は金券であるため、切手受払簿は正確に記帳するとともに、受払いの際及び定期的に、管理監督者の確認と押印を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった切手受払簿に記載された残数が現物の実数と異なっていたものについては、帳簿への記載漏れでしたので、速やかに記載しました。 また、令和4年2月分より管理監督者（課長）による確認を毎月1回行い、押印を行うよう改善しました。
指摘事項	③ イベント推進課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・管理監督者による定期的な根拠書類、出納簿、通帳の整合性の確認と出納簿への押印が行われていないもの ・印刷物、消耗品等の納品確認日の記載や押印が行われていないもの ・委託料の完了報告書の提出を受けていないもの ・通帳と印鑑の両方を課長が保管しているもの ・切手受払簿の記載内容が不正確で、定期的な管理監督者の確認と押印が行われていないもの ・大会グッズ等の販売物品の管理簿がなく、定期的な管理監督者による現物との確認と押印が行われていないもの ・課長による定期的な保管現金と管理簿の確認と押印が行われていないもの ・事前に請求書が届いているにもかかわらず、支出の手続きを行い口座から払い出すことなく、立替払を行っているもの 準公金の取扱いについては、常に危機管理意識を持ち、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	・管理監督者による出納簿、通帳等の定期的な確認を指摘後毎月1回行うよう改善しました。 ・指摘後速やかに印刷物、消耗品等の納品確認、押印を行うよう改善しました。 ・今後、委託業務完了の際には完了報告書の提出を受けるよう改善します。 ・指摘後速やかに通帳（課長補佐）と印鑑（課長）を分けて鍵付きの保管庫で管理するよう改善しました。 ・切手は、改めて金券との認識を持ち、毎月1回、管理監督者による切手受払簿の確認及び押印を行い、適切に管理します。 ・販売物品の在庫管理については、在庫数を確認後、在庫管理簿を作成し、定期的に管理監督者による確認及び押印を行うように改善しました。 ・保管現金及び管理簿については、指摘後毎月1回、課長による確認及び押印を行うように改善しました。 ・事前に請求書が届いているにも関わらず、立替払を行っているものについては、今後は突発的なもの以外は立替払を行わず、適切な支出手続を行うようにします。

指摘事項	④ 九州国際スリーデーマーチに伴う廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどの処分、運搬が業者に委託してあるが、マニフェスト（産業廃棄物管理票）が交付されていなかった。 産業廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分などを処理業者に委託する場合、排出業者は処理業者へマニフェストを交付し、産業廃棄物の処理の流れを記録に残し、適切に処理されたか確認することが義務付けられている。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第12条の3の規定に基づき、マニフェストを適正に交付していただきたい。
改善内容	今後、廃棄物処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、マニフェストの交付を行い、適切な処理を行います。

八市文振第464号
令和4年3月29日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 文化振興課
監査対象年度 令和2年度
監査実施期間 令和 4年 1月12日 ～ 令和 4年 2月 3日

指摘事項	① 民俗伝統芸能伝承館の受付カウンター等で販売する文化財ガイドブック等について、販売代金の収納事務を私人に委託してあるが、「雑入」として収入されていた。 地方自治法第158条により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託することができるものは限定されており、「雑入」の収納事務を私人に委託することは認められていない。 歳入科目を財産収入の「物品売払収入」に変更し、適正な事務手続を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘に基づき財政課と協議を行い、令和4年度当初予算より文化財ガイドブック等の販売代金の歳入科目を「雑入」から「物品売払収入」へ変更しました。 今後も、ご指摘事項を踏まえ、適正な事務手続に努めます。

指摘事項	③ 文化振興課で行っている各種団体の会計事務において、通帳と印鑑を分けて保管しているものの、保管場所の鍵を同じ職員が管理しているものがあった。 通帳と印鑑は、それぞれ別の管理監督者や職員が施錠できる場所で保管し、複数職員による管理を行っていただきたい。 また、準公金の取扱いについては、常に危機管理意識を持ち、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘に基づき、保管場所（キャビネット）の鍵の管理者（課長補佐）と、通帳や印鑑の管理者（課長）を同一人による管理とならないよう、改めました。また、準公金等取扱マニュアルについても見直しを図りました。 今後も、ご指摘事項や共通指摘事項に留意し、適切な会計事務に努めます。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 スポーツ振興課

監査対象年度 令和 2 年度

監査実施期間 令和4年1月12日 ～ 令和 4年2月3日

指摘事項	① 次の7件の委託料等の支出事務において、請求書を受け取っていたにもかかわらず支払を行わず（令和2年12月時点）、支払遅延となっているものがあった。 ・ 鏡総合グラウンド施設管理委託（7月・10月支払分） ・ 百済来スポーツセンター管理業務委託（7月支払分） ・ 東陽スポーツセンター清掃業務委託（7月・10月支払分） ・ 泉運動公園広場管理業務委託（7月・10月支払分） ・ 体育施設予約システム保守管理業務委託（10月支払分） ・ キャラバンタイヤ修繕（5月支払分） ・ 東陽グラウンド横樹木伐採委託（9月支払分） 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条においては、対価の支払時期は「相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない。」と規定されている。 再発防止策として、公金に係る支出事務についてのマニュアル策定を行い、マニュアルに沿った取扱いの周知徹底を図っていただきたい。
改善内容	・ 指摘のあった支払遅延については、支払いチェック表を作成し、担当者による入力・確認を徹底するとともに、毎月の管理監督者の確認や、定期的な面談、係内会議等により情報共有を強化するようにしました。また、請求書等の書類が届いたときは、必ず管理監督者に報告し、誰もが目に付くところに保管するよう改善しました。 ・ 支出事務については、歳出関係マニュアルを作成し、これに沿った取扱いを行っています。

指摘事項	② 体育施設の維持管理業務委託発注において、次のような見積業者の選定が不適切なものが多数あった。 ・ 指名業者を選定すべき案件において指名業者でない者を選定しているもの ・ 小規模工事等契約希望者を選定すべき案件において同希望者でない者や市外業者を選定しているもの ・ 見積業者２者が密接資本関係にあり、公正な競争を阻害すると考えられるもの ・ 安易に前年度に契約した市外業者を選定するなど偏りがあるもの 見積業者の選定に当たっては、「見積業者の選定について」（令和３年１０月２１日付け八市契第９５７号）や「随意契約の手引」に基づき、市内本社の指名業者を優先すること、選定が偏らないこと、見積合わせの徹底など価格の有利性、公平性及び透明性の確保に留意していただきたい。
改善内容	・ 見積業者の選定に当たっては、「見積業者の選定について」や「随意契約の手引」に基づくよう、職員に周知徹底しました。 ・ 指名業者でないものを選定したものについては、見積合わせ時に指名業者から見積徴取するようにしました。今後は競争入札参加有資格者の名簿に登録してある業者を原則選ぶよう取り扱います。 ・ 小規模工事等契約希望者を選定すべき案件については、５０万円以下の修繕工事は、小規模工事等契約希望者から選定するよう取り扱います。 ・ 見積業者が密接資本にあった件については、業者選定の際に調査を行い、関係性のない複数業者から見積徴取するよう改善しました。今後は必要に応じて、関係部署と相談しながら、公平性、透明性の確保に努めます。 ・ 前年度に契約した市外業者を安易に選定するなど業者選定に偏りがある件については、市内業者を優先的に選定するよう取り扱います。

指摘事項	③ 準公金取扱事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・ 4つの準公金取扱マニュアル（全国ABCバドミントン大会実行委員会、熊本県民体育祭八代大会準備委員会、オリパラホストタウン推進実行委員会、スポーツコミッション設立準備委員会）のうち、2つのマニュアルに具体的な収入及び支出の事務の流れが記載されておらず、事務が統一されていないもの ・ 収入・支出後の管理監督者による収入・支出伺への確認印の押印がないもの ・ 支出命令に添付されている納品書及び請求書に受付印がなく、納品確認をしたのか分からないもの ・ やむを得ず職員が立替払したもののについて、受領日の記載がないもの 「公金等の取扱いに関するマニュアルの再点検等について」（平成30年8月29日付け八市人給第264号）や「準公金取扱事務の注意点について」（令和2年3月17日付八市監第355号）等に基づき、マニュアルの再点検、改正等を実施するとともに、現行の管理体制を改めて確認し、マニュアルに沿った取扱いの徹底を図っていただきたい。
改善内容	指摘のあった準公金取扱事務については、「公金等の取扱いに関するマニュアルの再点検等について」（平成30年8月29日付け八市人給第264号）や「準公金取扱事務の注意点について」（令和2年3月17日付八市監第355号）等に基づき、マニュアルの再点検・改正を実施しました。 4つの準公金の支出事務を統一した「準公金会計処理マニュアル（スポーツ振興課）」を令和4年2月22日に作成し、課職員にマニュアルに沿った取扱いの徹底を図りました。

指摘事項	④ 熊本県民体育祭八代大会準備委員会のガソリン代の支出事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ・ やむを得ず立替払したもののについて、受領日の記載がないもの ・ 支出伺に車両番号の記載がなく、どの車に給油したか不明なもの ・ 運行日誌が整備されていないもの 私用車に給油したのではないかと疑念を招かないよう、支出伺及びレシートへの車両番号の記載や支払時にレシートとの照合を行うなど、公用車に準じた管理体制を確立していただきたい。
改善内容	指摘のあった熊本県民体育祭八代大会準備委員会のガソリン代の支出事務について、立替払の受領日の記載がないもののについては、令和4年1月28日に受領していることを確認し、どの車に給油したか不明なものについては、公用車に給油していることを確認しました。 立替払の受領日の記載、支出伝票や納品書（レシート）への車両番号の記載や支払時のレシートの照合、運行日誌の整備・記帳など、公用車に準じたチェック体制を実施するように改善し、職員に対して周知徹底を行いました。

指摘事項	⑤ 熊本県民体育祭八代大会準備委員会のガソリン代の支出事務において、職員個人のクレジットカード等を使用した立替払が８件あり、職員個人のカードにポイントが付与されていた。 これは、職員が準公金を取り扱うことで私的な利益となっており、公務員倫理の観点から不適切である。 管理監督者は所属職員の公務員倫理意識の向上を図るとともに、公金及び準公金の取扱上の任務と責任について周知徹底を図るなど、再発防止策を講じていただいた。
改善内容	ガソリン代の支出事務については、乗車前にガソリンメーターを確認し立替払いをしないようにするとともに、出張中等、急遽、給油が必要になった場合には、クレジットカードではなく現金で支払うよう職員に周知しました。 また、職員の公務員倫理意識の向上、公金・準公金取扱上の任務と責任について再度周知徹底を行いました。